

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	柏市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/020200/p019458.html

執行機関名 柏市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子供の医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例(平成27年柏市条例第42号)第3条第1項第1号 子供の医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第2条、3条	柏市子ども医療費助成規則(平成15年柏市規則第6号。以下「柏市子ども医療費規則」という。)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う 第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない	第1条 この規則は、子ども(乳幼児等及び児童をいう。以下同じ。)の医療に要する費用を負担する保護者に当該費用の全部又は一部を助成することにより、子どもの保健対策の充実及び子どもの保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする
⑦独自利用事務の関連規範		柏市子ども医療費助成規則(平成15年柏市規則第6号)